

## 処分基準の改定概要

### 1 主な改定理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、個人番号カードと運転免許証の一体化に関する規定が整備され個人番号カードに特定免許情報を記録することで免許証（以下、「マイナ免許証」という。）とみなすことから、現行の運転免許証とマイナ免許証のいずれかが示されるよう用語の整理をする等の処分基準の改定を行ったもの。

### 2 改定内容

改正法施行により運用開始されるマイナ免許証を明記したほか、現行の運転免許証とマイナ免許証のいずれかが示されるよう用語を整理した。

### 3 施行日

令和７年３月２４日